# 令和元年草加市議会９月定例会　市長提出議案等一覧

**【議案】**

第６１号議案　専決処分の承認を求めることについて［令和元年度草加市一般会計補正予算（第３号）］
第６２号議案　平成３０年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
第６３号議案　平成３０年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第６４号議案　平成３０年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第６５号議案　平成３０年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第６６号議案　平成３０年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第６７号議案　平成３０年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第６８号議案　平成３０年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第６９号議案　平成３０年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第７０号議案　平成３０年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第７１号議案　平成３０年度草加市水道事業決算の認定について
第７２号議案　平成３０年度草加市立病院事業決算の認定について
第７３号議案　令和元年度草加市一般会計補正予算（第４号）
第７４号議案　令和元年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第７５号議案　令和元年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
第７６号議案　令和元年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
第７７号議案　令和元年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第７８号議案　令和元年度草加市介護保険特別会計補正予算（第３号）
第７９号議案　令和元年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第８０号議案　草加市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第８１号議案　草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
第８２号議案　草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第８３号議案　草加市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第８４号議案　草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
第８５号議案　草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について
第８６号議案　草加市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第８７号議案　草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
第８８号議案　草加市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第８９号議案　草加市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第９０号議案　第四次草加市総合振興計画　第二期基本計画を定めることについて
第９１号議案　草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

**【報告】**

第１７号報告　専決処分の報告について
第１８号報告　平成３０年度健全化判断比率の報告について
第１９号報告　平成３０年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について
第２０号報告　平成３０年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について
第２１号報告　平成３０年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
第２２号報告　平成３０年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
第２３号報告　平成３０年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
第２４号報告　アコス株式会社第３０期事業計画及び事業収支予算書の提出について
第２５号報告　アコス株式会社第２９期事業報告書の提出について

## 議　案

**第６１号議案**　専決処分の承認を求めることについて［令和元年度草加市一般会計補正予算（第３号）］

| | |
|---|---|
| 補正前の歳入･歳出予算額 | 79,933,475千円 |
| 歳入･歳出補正予算額 | 79,771千円 |
| 補正後の歳入･歳出予算額 | 80,013,246千円 |

※会計年度の表記については、平成31年度予算を令和元年度予算として記載しております。

補正予算の主な内容

歳　入　　※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。　（千 円）

| 款 | 補 正 額 | 主　な　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 14 国庫支出金 | 79,771 | ①参議院議員補欠選挙費委託金 | 79,771 |
| 合　計 | 79,771 | | |

歳　出　（千 円）

| 款 | 補 正 額 | 主　な　内　容 | 特定財源 | |
|---|---|---|---|---|
| 2 総務費 | 79,771 | ・参議院議員補欠選挙執行事業［選挙管理委員会］ | ① | 79,771 |
| 合　計 | 79,771 | | | |

**第６２号議案**　平成３０年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について

**第６３号議案**　平成３０年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**第６４号議案**　平成３０年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**第６５号議案**　平成３０年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**第６６号議案**　平成３０年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**第６７号議案**　平成３０年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**第６８号議案**　平成３０年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**第６９号議案**　平成３０年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**第７０号議案**　平成３０年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

**第７１号議案**　平成３０年度草加市水道事業決算の認定について

**第７２号議案**　平成３０年度草加市立病院事業決算の認定について

## 第７３号議案　令和元年度草加市一般会計補正予算（第４号）

| | | |
|---|---|---|
| 補正前の歳入・歳出予算額 | 80,013,246千円 | |
| 歳入・歳出補正予算額 | 942,192千円 | |
| 補正後の歳入・歳出予算額 | 80,955,438千円 | |

※会計年度の表記については、平成31年度予算を令和元年度予算として記載しております。

補正予算の主な内容

歳　入　※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。　(千 円)

| 款 | 補 正 額 | 主　な　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 10 地方交付税 | △ 55,481 | ・普通交付税 | △ 55,481 |
| 14 国庫支出金 | 9,976 | ①住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金(庁舎建設室) | 7,838 |
| | | ②生活保護適正実施事業費補助金 | 1,210 |
| | | ③母子保健衛生費国庫補助金 | 928 |
| 15 県支出金 | 16,000 | ④ふるさと創造資金交付金(みどり公園課) | 16,000 |
| 18 繰入金 | △ 2,586,808 | ・財政調整基金繰入金 | △ 2,996,748 |
| | | ⑤庁舎建設基金繰入金 | 409,940 |
| 19 繰越金 | 3,124,605 | ・繰越金 | 3,124,605 |
| 21 市債 | 433,900 | ⑥本庁舎建設事業債 | 722,200 |
| | | ⑦公園整備事業債 | △ 26,200 |
| | | ⑧図書館空調等更新事業債 | 133,000 |
| | | ・臨時財政対策債 | △ 395,100 |
| 合　　計 | 942,192 | | |

歳 出

（千円）

| 款 | 補正額 | 主な内容 | 特定財源 | |
|---|---|---|---|---|
| 2 総務費 | 1,855,275 | ・財政運営事業［財政課］ | | 200,000 |
| | | ・本庁舎建設事業［庁舎建設室］ | ①⑤⑥ | 1,139,978 |
| | | ・庁舎建設基金積立金［庁舎建設室］ | | 500,000 |
| | | ・住民基本台帳事務［市民課］ | | 4,180 |
| | | ・自主防災活動等推進事業［危機管理課］ | | 11,117 |
| 3 民生費 | △ 880,557 | ・後期高齢者医療広域連合事務事業［保険年金課］ | | △ 9,803 |
| | | ・介護保険特別会計繰出金［介護保険課］ | | △ 60,696 |
| | | ・国民健康保険特別会計繰出金［保険年金課］ | | △ 820,226 |
| | | ・子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業［子育て支援センター］ | | 8,100 |
| | | ・生活保護関係事業［生活支援課］ | ② | 2,068 |
| 4 衛生費 | 8,778 | ・母子保健事業［健康づくり課］ | ③ | 8,778 |
| 7 商工費 | 7,000 | ・地域経済活性化事業［産業振興課］ | | 7,000 |
| 8 土木費 | △ 212,329 | ・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金［都市計画課］ | | △ 28,248 |
| | | ・新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金［都市計画課］ | | △ 11,938 |
| | | ・公園広場等整備事業［みどり公園課］（財源振替） | ④⑦ | 0 |
| | | ・公共下水道事業特別会計繰出金［河川課］ | | △ 172,143 |
| 10 教育費 | 164,025 | ・図書館情報サービス・管理運営事業［中央図書館］ | ⑧ | 164,025 |
| 合計 | 942,192 | | | |

・継続費の補正

| 分類 | 事 項 ( 期 間 ) | 年割額及び総額 | |
|---|---|---|---|
| 追加(新規設定分) | 本庁舎建設事業(新庁舎建設工事・監理業務委託)<br>(令和元年度～令和4年度) | R1 | 1,139,978千円 |
| | | R2 | 3,419,934千円 |
| | | R3 | 3,419,934千円 |
| | | R4 | 3,419,935千円 |
| | | 総額 | 11,399,781千円 |
| 追加(新規設定分) | 図書館情報サービス・管理運営事業<br>(中央図書館空調設備等改修工事)<br>(令和元年度～令和2年度) | R1 | 154,000千円 |
| | | R2 | 231,000千円 |
| | | 総額 | 385,000千円 |

## 第７４号議案　令和元年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

| | |
|---|---|
| 補正前の歳入・歳出予算額 | 7,271,142千円 |
| 歳入・歳出補正予算額 | 0千円 |
| 補正後の歳入・歳出予算額 | 7,271,142千円 |

補正予算の主な内容
歳　入　(千 円)

| 款 | 補 正 額 | 主 な 内 容 | |
|---|---|---|---|
| 4 繰入金 | △ 172,143 | ・一般会計繰入金 | △ 172,143 |
| 5 繰越金 | 172,143 | ・繰越金 | 172,143 |
| 合 計 | 0 | | |

## 第７５号議案　令和元年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

| | |
|---|---|
| 補正前の歳入・歳出予算額 | 162,709千円 |
| 歳入・歳出補正予算額 | 0千円 |
| 補正後の歳入・歳出予算額 | 162,709千円 |

補正予算の主な内容
歳　入　(千 円)

| 款 | 補 正 額 | 主 な 内 容 | |
|---|---|---|---|
| 4 繰入金 | △ 11,938 | ・一般会計繰入金 | △ 11,938 |
| 5 繰越金 | 11,938 | ・繰越金 | 11,938 |
| 合 計 | 0 | | |

## 第７６号議案　令和元年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

| | |
|---|---|
| 補正前の歳入･歳出予算額 | 902,341千円 |
| 歳入･歳出補正予算額 | 0千円 |
| 補正後の歳入･歳出予算額 | 902,341千円 |

補正予算の主な内容

歳　入　（千円）

| 款 | 補　正　額 | 主　な　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 5 繰入金 | △ 28,248 | ･一般会計繰入金 | △ 28,248 |
| 6 繰越金 | 28,248 | ･繰越金 | 28,248 |
| 合　計 | 0 | | |

## 第７７号議案　令和元年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

| | |
|---|---|
| 補正前の歳入･歳出予算額 | 23,427,097千円 |
| 歳入･歳出補正予算額 | △ 61,879千円 |
| 補正後の歳入･歳出予算額 | 23,365,218千円 |

補正予算の主な内容

歳　入　（千円）

| 款 | 補　正　額 | 主　な　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 7 繰入金 | △ 820,226 | ・その他一般会計繰入金 | △ 820,226 |
| 8 繰越金 | 758,347 | ・繰越金 | 758,347 |
| 合　計 | △ 61,879 | | |

歳　出　（千円）

| 款 | 補　正　額 | 主　な　内　容 | 特定財源 | |
|---|---|---|---|---|
| 3 国民健康保険事業費納付金 | △ 61,879 | ・一般被保険者医療給付費分 | | 3,360 |
| | | ・退職被保険者等医療給付費分 | | △ 28 |
| | | ・一般被保険者後期高齢者支援金等分 | | △ 1,020 |
| | | ・退職被保険者等後期高齢者支援金等分 | | 3 |
| | | ・介護納付金分 | | △ 64,194 |
| 合　計 | △ 61,879 | | | |

## 第７８号議案　令和元年度草加市介護保険特別会計補正予算（第３号）

| | |
|---|---|
| **補正前の歳入・歳出予算額** | **15,228,445千円** |
| **歳入・歳出補正予算額** | **115,588千円** |
| **補正後の歳入・歳出予算額** | **15,344,033千円** |

補正予算の主な内容

歳　入　　※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。　（千 円）

| 款 | 補 正 額 | 主　な　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 4 支払基金交付金 | 20,269 | ① 介護給付費交付金(過年度分) | 16,925 |
| | | ② 地域支援事業支援交付金(過年度分) | 3,344 |
| 7 繰入金 | △ 75,197 | ・一般会計繰入金(介護給付費繰入金) | △ 30,064 |
| | | ・地域支援事業費繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) | △ 4,297 |
| | | ・地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業) | △ 3,068 |
| | | ・その他一般会計繰入金(事務費等) | △ 23,334 |
| | | ・その他一般会計繰入金(低所得者保険料軽減) | 249 |
| | | ・その他一般会計繰入金(一般財源事業) | △ 182 |
| | | ③ 介護給付費準備基金繰入金 | △ 14,501 |
| 8 繰越金 | 170,516 | ・繰越金 | 170,516 |
| 合　計 | 115,588 | | |

歳　出　（千 円）

| 款 | 補 正 額 | 主　な　内　容 | 特定財源 | |
|---|---|---|---|---|
| 2 保険給付費 | 0 | ・居宅介護サービス給付費(財源振替) | ①③ | 0 |
| 4 地域支援事業費 | 0 | ・介護予防・生活支援サービス事業費(財源振替) | ② | 0 |
| 5 基金積立金 | 11,109 | ・介護給付費準備基金積立金 | | 11,109 |
| 7 諸支出金 | 104,479 | ・償還金 | | 104,479 |
| 合　計 | 115,588 | | | |

## 第７９号議案　令和元年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

| | |
|---|---|
| 補正前の歳入･歳出予算額 | 2,790,401千円 |
| 歳入･歳出補正予算額 | 8,389千円 |
| 補正後の歳入･歳出予算額 | 2,798,790千円 |

補正予算の主な内容

歳　入　（千円）

| 款 | 補 正 額 | 主 な 内 容 | |
|---|---|---|---|
| ２繰入金 | △ 9,803 | ・事務費繰入金 | △ 9,803 |
| ３繰越金 | 18,192 | ・繰越金 | 18,192 |
| 合　計 | 8,389 | | |

歳　出　（千円）

| 款 | 補 正 額 | 主 な 内 容 | 特定財源 | |
|---|---|---|---|---|
| 2　後期高齢者医療広域連合納付金 | 8,389 | ・後期高齢者医療広域連合納付金 | | 8,389 |
| 合　計 | 8,389 | | | |

## 第８０号議案　草加市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

### １　目的

社会状況の変化に的確に対応するため、市長の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員及び水道事業企業職員の定数の見直しを行うものです。

### ２　内容

次のとおり定数の見直しを行います。

| 部局 | 改正前定数 | ➡ 改正後定数 |
|---|---|---|
| 市長の事務部局の職員 | １，０４４人 | １，２２８人 |
| 議会の事務部局の職員 | １４人 | １４人 |
| 教育委員会の事務部局の職員 | ３４２人 | １８８人 |
| 選挙管理委員会の事務部局の職員 | ５人 | ５人 |
| 監査委員の事務部局の職員 | ８人 | ８人 |
| 公平委員会の事務部局の職員 | ２人 | ２人 |
| 農業委員会の事務部局の職員 | ８人 | ８人 |
| 水道事業企業職員 | １１０人 | ８０人 |
| 全体 | １，５３３人 | １，５３３人 |

３　施行期日

公布の日から施行します。

第８１号議案　草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的及び内容

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条文中の語句等の所要の整備を行うものです。

| 改正前 | → | 改正後 |
|---|---|---|
| 「支給認定保護者」 | | 「教育・保育給付認定保護者」 |

その他、費用の徴収の根拠規定をより明確にするよう条文を整えます。

２　施行期日

令和元年１０月１日から施行します。

第８２号議案　草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、連携施設の確保義務の緩和及び猶予期間の延長等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

２　内容

⑴　連携施設の確保に係る基準の緩和

地域型保育事業（※）を行う者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下「地域型保育事業者」といいます。）が確保しなければならない連携施設（保育園、幼稚園又は認定こども園）のうち、地域型保育事業による保育の提供終了後の３歳以上の児童の受け皿となる連携施設の確保について、次のとおり認可基準を緩和します。

ア　地域型保育事業者が、その保育の提供の終了に際して引き続き利用乳幼児を受け入れる連携施設の確保が著しく困難である場合は、認可外保育施設のうち、利用定員が２０人以上の企業主導型保育事業施設（認可外の事業所内保育事業等で子ども・子育て支援法の規定による助成を受けているもの）又は地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設を連携施設とすることができるものとします。

イ　３歳児以上も利用できる保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設の確保を行わないことができるものとします。

（※）地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育（いずれも３歳未満の乳幼児の保育を中心とするもの）

【参考　地域型保育事業の事業概要】

| 事業類型 | 事業主体 | 保育実施場所等 | 認可定員 | 職員配置基準等 |
|---|---|---|---|---|
| 小規模保育事業 | 市町村・民間事業者等 | 保育者の居宅・その他の場所・施設 | ６～１９人 | Ａ型：保育園分園・ミニ保育所に近い類型(保育所の配置基準＋１名)<br>Ｂ型：中間型（保育所の配置基準＋１名で２分の１以上が保育士）<br>Ｃ型：家庭的保育に近い類型（市町村長が行う研修を修了した保育士・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）<br>※自園調理(連携施設等からの搬入可) |
| 家庭的保育事業 | 市町村・民間事業者等 | 保育者の居宅・その他の場所・施設 | １～５人 | 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者<br>※自園調理(連携施設等からの搬入可) |
| 事業所内保育事業 | 事業主等 | 事業所の従業員の子ども・地域の保育を必要とする子ども | | 定員２０人以上…保育所の基準と同様<br>定員１９人以下…小規模保育事業Ａ型又はＢ型の基準と同様<br>※自園調理(連携施設等からの搬入可) |
| 居宅訪問型保育事業 | 市町村・民間事業者等 | 保育を必要とする子どもの居宅 | | 必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長村長が認める者 |

**⑵　連携施設の確保に関する猶予期間及び食事の提供に関する猶予期間の延長**

ア　連携施設を確保しなければならない地域型保育事業者が、その確保が著しく困難である場合の連携施設の確保の猶予期間をこれまでの５年から１０年に延長します。（猶予期間：令和７年３月３１日まで）

イ　家庭的保育者の居宅その他の場所以外で行われる家庭的保育事業者における食事の提供の基準（事業所内調理、調理設備の設置及び調理員の配置）の適用の猶予期間をこれまでの５年から１０年に延長します。（猶予期間：令和７年３月３１日まで）

**３　施行期日**

公布の日から施行します。

第８３号議案　草加市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　目的

安心して子育てができる環境づくりの推進を図るため、入院に係るこども医療費の支給対象を拡大するとともに、こども医療費の支給対象者の要件の見直しを行うものです。

2　内容

⑴　入院に係るこども医療費の支給対象の拡大

入院に係る医療費について、対象となるこどもの年齢を次のとおり拡大します。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日まで | 満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで |

【影響対象者】

約７，０００人の増（高校生に相当する者）

【影響額】

約９００万円の医療費支給額の増

⑵　こども医療費支給対象者の要件の見直し

こども医療費の支給対象者としている主たる生計維持者が、支給の対象となるこどもと別居している場合において、市長が必要と認めるときには、当該こどもと同居している親等にこども医療費を支給することができる規定を追加します。

【支給対象者の要件】

現　行　支給対象となるこどもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護している主たる生計維持者

↑

追　加　支給対象となるこどもと同居し、現に監護している親権を行う者、未成年後見人その他の者（支給対象となるこどもがその主たる生計維持者である親権を行う者、未成年後見人その他の者と同居していない場合）

3　施行期日等

⑴　施行期日

令和２年４月１日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

⑵　経過措置等

ア　こども医療費の支給対象者に係る受給資格の登録その他の手続は、施行日前においても改正後の条例の規定の例により行うことができるものとします。

イ　改正後のこども医療費に係る規定は、施行日以後の医療に係るこども医療費について適用し、施行日前の医療に係るこども医療費は、なお従前の例によるものとします。

## 第８４号議案　草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民票に旧氏の記載をした者について旧氏による印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付を可能とするものです。

２　内容

⑴　市に登録することができる印鑑に、旧氏により表しているものを追加

| | 改正前 ➡ | 改正後 |
|---|---|---|
| 市に登録することができる印鑑に表すことができるもの | ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名又は通称<br><br>・氏名又は通称の一部を組み合わせたもの | ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、旧氏、名又は通称<br><br>・氏名、旧氏又は通称の一部を組み合わせたもの |

⑵　印鑑登録の証明内容に旧氏を追加

市長が証明する印鑑登録者に係る氏名のうち、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記載されている場合には、氏名及び当該旧氏について証明するものとします。

３　施行期日

令和元年１１月５日から施行します。

## 第８５号議案　草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について

１　目的及び内容

土地区画整理法の一部改正に伴い、次に掲げる条例の規定中、同法の引用「第６３条第４項第２号又は第３号」を「第６３条第４項第２号」に改める条文の所要の整備を行うものです。

⑴　草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業施行規程

⑵　草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業施行規程

⑶　草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程

⑷　草加都市計画氷川町（草加駅西側）土地区画整理事業施行規程

２　施行期日

公布の日から施行します。

## 第８６号議案　草加市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯（※）の基準の新設及び自転車道の基準の見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

（※）自転車通行帯

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分

２　内容

⑴　自転車通行帯の基準の新設

| 交通状況 | 道路の種類等 |
|---|---|
| 自動車及び自転車の交通量が多い | 第４種（※） |
| 自転車の交通量が多い又は自動車及び歩行者の交通量が多い | 第４種<br>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合 |

➡

車道の左端寄りに「自転車通行帯」を設ける。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
幅員は、規則で定める幅員以上（自転車の交通状況を考慮して定める。）

（※）第４種の道路

高速自動車国道及び自動車専用道路以外の都市部の道路。一般国道、都道府県道、市町村道が該当（うち市町村道は、計画交通量に応じて第１級から第４級に区分）

| 第４種の道路の種類 | 計画交通量（１日につき） |
|---|---|
| 第１級 | 10,000台以上 |
| 第２級 | 4,000以上10,000台未満 |
| 第３級 | 500以上4,000台未満 |
| 第４級 | 500台未満 |

### ⑵　自転車道の基準の見直し

次のとおり、自転車道の基準に設計速度を追加します。

| 交通状況 | 道路の種類等 |
| --- | --- |
| 自動車及び自転車の交通量が多い | 第４種　第１級・第２級<br>**設計速度が規則で定める速度以上であるもの（追加）** |
| 自転車の交通量が多い又は自動車及び歩行者の交通量が多い | 第４種　第１級・第２級<br>**設計速度が規則で定める速度以上であるもの（追加）**<br>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合 |

➡

「自転車道」を道路の各側に設ける。
ただし、地形の状況その他やむを得ない場合は、この限りでない。

## ３　施行期日

公布の日から施行します。

## 第８７号議案　草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

## １　目的

水道法の一部改正に鑑み、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を新設するとともに、新規指定手数料の改定、指定工事業者証の再交付手数料の新設等を行うものです。

## ２　内容

指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料を次のとおり改めます。

| 改正前 | | ➡ 改正後 | |
| --- | --- | --- | --- |
| 新規指定 | ３０，０００円 | 新規指定（改定） | ２０，０００円 |
| 更　新 | 規定なし | 更　新（新設） | １０，０００円 |
| 再交付 | 規定なし | 再交付（新設） | ２，５００円 |

## ３　施行期日

令和元年１０月１日から施行します。

【影響額】

年間約４５万円の増収

（年間新規指定約１７件、更新約６０件、再交付約１３件の見込み）

**第８８号議案**　**草加市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**１　目的及び内容**

緩和ケア医療に係る医療体制の確立を図るため、診療科目に「緩和ケア科」を追加するものです。

**２　施行期日**

令和元年１０月１日から施行します。

**第８９号議案**　**草加市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について**

**１　目的**

病院経営における職員の配置を安定的に行うため、定数外とすることができる職員の見直しを行うものです。

**２　内容**

次のとおり定数外とすることができる職員を見直します。

改正前　兼務者、併任者及び休職者は、定数外とする。

↓

改正後　次の職員は、定数外とすることができる。

- 休職中の職員
- 育児休業中の職員（追加）
- 配偶者同行休業をしている職員（追加）
- 職を兼務し、又は併任されている職員

**３　施行期日**

令和元年１０月１日から施行します。

**第９０号議案**　**第四次草加市総合振興計画　第二期基本計画を定めることについて**

**１　目的**

平成２７年策定の第四次草加市総合振興計画　第一期基本計画（以下「第一期基本計画」といいます。）が令和元年度をもって目標年度を迎えることから、引き続き第四次草加市総合振興計画　基本構想の実現に向けた総合的な指針とするため、第四次草加市総合振興計画　第二期基本計画（以下「第二期基本計画」といいます。）を定めるものです。

2　内容

⑴　第二期基本計画の特徴

ア　位置付け

本市の将来像と目標・推進方策を定めた第四次草加市総合振興計画　基本構想に基づき、施策を体系化し、方針を定めるものとして位置付けられ、一期４年の計画期間において、基本構想を実現するための各施策の取組を定めるものです。

イ　第一期基本計画との連続

第一期基本計画における成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえて新たに第二期基本計画を策定しますが、基本的には、第一期基本計画の取組を継続します。また、行政評価についても、基本計画、実施計画及び事務事業という計画体系に対応する評価体系により、引き続き取組を検証していきます。

⑵　第二期基本計画の構成

基本構想の体系に基づき、基本的には第一期基本計画の取組を継続する４１施策で構成し、施策ごとに「現状と課題」及び「施策の方針」に分けて整理し、市民に分かりやすい構成とします。

⑶　第二期基本計画の重点テーマ

第一期基本計画の重点テーマを踏襲します。

ア　持続可能性の向上

イ　ブランド力の向上

ウ　コミュニティ力の向上

3　計画期間

令和２年度から令和５年度まで（４年間）

**報　告**

**第１７号報告　専決処分の報告について（事故による損害賠償）**

1　事故の概要

平成３１年４月１９日午前９時３４分頃、河川課の職員が公務のため公用車で市道２０３９号線を走行中、草加市手代町一丁目３４番１６号地先の手代橋交差点を直進しようとした際、対向車線から右折しようと交差点に進入してきた自動車と接触し、車両を損傷したものです。

２　損害賠償の額

７０，１１１円

（物件損害賠償・自動車共済により全額補填）

３　専決処分日

令和元年７月２４日

第１８号報告　平成３０年度健全化判断比率の報告について

第１９号報告　平成３０年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

第２０号報告　平成３０年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

第２１号報告　平成３０年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第２２号報告　平成３０年度草加市都市計画新田駅西口土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

第２３号報告　平成３０年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

第２４号報告　アコス株式会社第３０期事業計画及び事業収支予算書の提出について

第２５号報告　アコス株式会社第２９期事業報告書の提出について

## 令和元年草加市議会９月定例会追加送付議案

**議　案**

**第９１号議案**　草加市開発・建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画（※）の認定及び変更認定の審査手数料に係る算定方法の見直しを行うものです。

（※）建築物エネルギー消費性能向上計画

通常よりも高い水準の省エネ性能の住宅や建築物の新築等に係る計画。当該計画が所管行政庁に認定された場合は、省エネ性能の確保のための設備の設置に必要となる床面積を、容積率の算定に使用する延べ面積から除くことができる特例が受けられます。

２　内容

これまでの１棟の建物につき１件の認定申請を想定した既存の審査手数料の算出方法を、法律の改正により複数棟の建築物エネルギー消費性能向上計画を１件にまとめて認定申請できるようになることから、次のとおり複数の建物に対する計画の申請にも対応できるよう算出方法の見直しを行います。

| 区分 | 改正前 ➡ | 改正後 |
| --- | --- | --- |
| 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 | 次に掲げる額を合算して得た金額<br>（用途・床面積ごとに設定された金額） | 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額<br>（用途・床面積ごとに設定された金額）<br>※設定金額の変更はありません。 |
| 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 次に掲げる額を合算して得た金額<br>（用途・床面積ごとに設定された金額） | 一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。<br>（用途・床面積ごとに設定された金額）<br>ただし、新たに追加される建築物については、当初の認定申請に係る審査手数料に定める額。 |

【影響】市内においては、現在のところ、複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定予定、事前相談等はありません。

３　施行期日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。